

在留外国人と言語 (第12講)

国籍の取得

この講座で学ぶこと

- ▶ 日本国籍を取得する手続きを理解する。
- ▶ ビザの更新、永住権の取得、とはどのようなことなのか、検討する。
- ▶ 在留外国人は国籍に対してどのように考えているか。



出生地主義と血統主義

- ▶ 国籍法は、出生地主義と血統主義に分けられる。
- ▶ 出生地主義とは、生まれた場所で国籍が決まる。アメリカ、カナダ、ブラジルのように、その国で生まれることによって、その国の国籍が付与されるシステムである。
- ▶ 血統主義は、生まれた場所とは関係なく、 父母の国籍を継ぐという形式である。日本は、父母両系血統主義をとっているため、出生時に父または母が日本人であれば、その子は日本人ということになる。

二重国籍を日本は受け入れていない。

- ▶ 「生地主義」の国で「血統主義」を採る日本人の子供が生まれた場合、生地主義の国籍と日本国籍の双方を取得できる「重国籍」の状態が生じる場合がある。
- ▶ 互いに「血統主義」を採る国（韓国・中国・フィリピン・インドネシア等）と日本の中に生まれた子供でも、それぞれが「父母両系血統主義」を採用している国の場合は、相手国籍と日本国籍を有する重国籍者となる。
- ▶ 父系優先血統主義→父親の血統を優先するもので、父親の国籍のみをその子どもが受け継ぐ。インドネシア、スリランカ、イラク、イランなど（以前は日本、韓国もこの分類に含まれた）
- ▶ 父母両系血統主義→ 父または母のいずれかがその国の国籍であれば、子どももその国籍を取得するという考え。日本はこの主義を国籍法に採用している。
- ▶ 父母優先血統主義の採用国：日本、韓国、中国、タイ、フィリピン、インド、ドイツ、フランスなどである。

アメリカの国籍法

- ▶ 連続した期間、米国国内に居住していること。通常は5年、米国市民と結婚している場合には3年の間米国に住んだ後、帰化試験に合格すれば、帰化により米国市民になることができる。
- ▶ 英語の読み取り・書き取り能力があり、英語を話すことができること。
- ▶ 米国の歴史と政府についての正しい知識があり、その知識を実証するための市民権試験に合格すること。
- ▶ 道徳的な人格者 (“Good Moral Character”) であること。

ドイツの国籍法

- ▶ ドイツは日本のように血統主義を堅持していた国の一つであったが、1999年に国籍法の改正があり、出生による国籍取得の範囲が拡大された。
- ▶ 出生時に両親が外国籍であっても、親の一方がドイツに合法的に8年以上定住し永住資格を持っている、または3年以上無期限滞在許可を有していれば、子どもはドイツ国籍を取得することができる。

フランスの国籍法

- ▶ フランスは出生地主義と血統主義の両方が採用されている。
- ▶ 出生地主義の側面は、アメリカのように出生と同時にではないが、両親が外国人の場合でも、→子どもがフランスで生まれ11歳から5年以上居住している場合18歳に達したときにフランスに居住していれば自動的に国籍を取得できる。
- ▶ 血統主義の側面は、日本のように父母のどちらかがフランス人であればフランス国籍を取得できる点である。

日本での帰化の条件（1）

- ▶ 【1.住居要件】 引き続き5年以上日本に住所を有する事
 - ▶ ただし、一定期間日本から出国すると継続して住んでいるとは認められない。
 - ▶ →その期間は、1回の出国で3ヶ月以上、または1年間で合計100日以上
- 
- ▶ 【2.能力要件】 18歳以上であること（本国でも成人であること）
 - ▶ →18歳未満の人は単独で帰化申請はできない。
 - ▶ →18歳未満の子供でも父母と一緒に申請し、その父母の帰化が認められる場合には、子供の帰化も認められる。

日本での帰化の条件（2）

- ▶ 【3.素行要件】 素行が善良である事
- ▶ 素行が善良→税金の滞納や年金の未納がない事、日本の法律（交通違反）を犯していない事など。これまで日本で正しく生活している事が総合的に審査される。
- ▶ 税金の未納がある状態では帰化申請は出来ない。未納状態を解消してから申請を行う必要がある。
- ▶ 申請者に配偶者や同居の親族がいる場合には、その人の納税状態も審査対象となる。
- ▶ 交通違反の有無は、運転記録証明書により過去5年間について証明すること、ただし酒気帯びなどの重要な違反は3年から5年は帰化できない。



日本での帰化の条件（3）

▶ 【4.生計要件】

- ▶ 公共の負担に頼ることなく安定した生計を営める事
- ▶ 帰化後の安定した生活について、収入や資産、技能から審査がされる。
- ▶ この生計要件は申請者本人の収入だけで審査されるのではなく、配偶者や同居の親族に収入がある場合には、世帯単位で判断がされる。

▶ 【5.重国籍防止条件】

- ▶ 日本国籍の取得により、それまでの国籍を喪失する事
- ▶ 帰化による日本国籍取得後の重国籍を防止する。
- ▶ 日本は原則として重国籍を認めていないので、帰化により日本国籍を取得する場合には、本国籍からの離脱が条件となる。

日本での帰化の条件（4）

▶ 【6.思想要件】

- ▶ 日本国政府を暴力で破壊したり主張する事を企てない事、その様な団体を結成したり加入していない事→テロリストは帰化できない。



▶ 【7.日本語能力】

- ▶ 日本語の読み書きができる事
- ▶ ひらがなをカタカナに直す問題や、小学校2～3年生程度の漢字の読み書きが一般的である。
- ▶ 文章問題では短い作文が出されています。母国や日本での家族との思い出、あなたの趣味について書くという問題が出されている。

日本政府が認めていない国籍の外国人から生まれた子ども

- ▶ 日本政府が認めていない国籍の外国人から生まれた子どもには日本国籍が付与される。
- ▶ ある例→パレスティナ人の夫妻の子どもは日本国籍が与えられた。



難民

- ▶ 難民条約に1982年に加入
- ▶ 申請手続き：
- ▶ 難民であることを立証する必要がある。
- ▶ 仮滞在許可を受けると一時的に退去強制手続が停止される。
- ▶ 仮滞在許可書 仮滞在期間は、原則として6月間である。
- ▶ 難民と認定された外国人には、難民認定証明書が交付される。
- ▶ 難民と認められた外国人には、原則として在留資格「定住者」が付与される。



不法滞在の場合

- ▶ 不法滞在の場合は、国外退去となるが、日本に生まれた子どもたちがいて長く住んでいる場合に退去を命じると人権侵害になる場合がある。
- ▶ 難民申請をおこなうと審査の期間は生活費が支給されて住居が与えられるが、近年は申請者が増えて問題化している。
- ▶ 難民申請は従来は何回でも行われたが、法改正により、2回までしか難民申請が行えなくなった。



課題

- ▶ 近所で不就学の外国人児童を見かけた場合、どのようにするか話し合う。
- ▶ 日本国籍を保持していない場合、児童生徒はどのような不利な取扱を受けるか考える。

